

一般社団法人長崎県指定自動車学校協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人長崎県指定自動車学校協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員相互の緊密な連絡調整により、自動車運転者教育の健全な発達を図るとともに、関係機関団体と連携して交通安全思想の普及浸透を図り、もって交通の安全と社会公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教習、講習水準の維持向上に関する調査研究及び施策の推進
- (2) 監督行政庁の指導監督の徹底に関する施策の推進
- (3) 運転免許関係事務及び講習に関する受託事業の適正な推進
- (4) 交通安全運動に関する施策の推進
- (5) 指定自動車学校（道路交通法第99条第1項の規定により長崎県公安委員会から指定を受けた自動車教習所をいう。以下「自動車学校」という。）の発展のための調査研究及び施策の推進
- (6) 自動車学校の教習用図書及び教材等の斡旋並びに共同調達
- (7) 優秀会員及び職員並びに交通功労者の表彰
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した自動車学校を代表する者
 - (2) 特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者その他特にこの法人の目的に賛同し入会を希望する者で理事会において承認された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（正会員の資格の取得）

- 第6条 この法人の正会員になろうとする者（次項に規定する場合を除く。）は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
- 2 正会員が、その自動車学校の代表でなくなり、他の者が代表することとなった場合は、理事会の定めるところにより新旧正会員連署で会長に届け出なければならない。ただし、正会員が死亡した場合は、新たに代表となった者が届け出なければならない。
- 3 第8条に定める退会をしたのち、再び入会（以下「再入会」という。）を求める者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。
- 4 第1項及び第3項は、理事会による決議ののち総会の決議による。

（経費の負担）

- 第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。
- 2 この法人の運営上、特に必要があると認めるときは、総会の決議を経て、正会員から随時に会費を徴収することができる。

（任意退会）

- 第8条 会員は、理事会の定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに理事会の定めるところによりその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条第1項の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡したとき。

(4) 正会員が代表する自動車学校がその事業を廃止し、又は指定を取り消されたとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 前3条の規定により、会員がその資格を喪失したときは、会員としての一切の権利を喪失し、既に納めた会費その他拠出金品は返還しない。ただし、在会中にかかる義務は履行しなければならない。

第4章 総会

(種類及び開催)

第12条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

3 第1項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 常勤理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（招集）

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日の前1週間前までに正会員に対して、法人法第38条第1項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。ただし、理事会の決議により書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとする事項を定めた場合には、総会の日の前2週間前までにその通知を発しなければならない。

（議長）

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）

第17条 総会における議決権は、正会員が代表する自動車学校1校につき1個とする。

2 総会に出席しない正会員は、代理人によって、又は理事会において書面若しくは電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を決議したときは、その議決権を行使することができる。この場合において次条第1項及び第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

（決議）

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を解任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事の中から議長が指名した2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上8名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 前項の規定により理事を選任する場合は、各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等以内の親族その他の当該理事と特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下とする。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、専務理事は、会長を補佐してこの法人の業務を執行する。

4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了の時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において決議した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第27条 この法人に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(設置及び構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(4) この定款で定めるもののほか、規則、規程及び細則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な事務局職員の選任及び解任

(4) その他法令で定められた事項

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 専門委員会

(設置等)

第33条 この法人に、その事業を効果的に推進するため、専門委員会を置く。

- 2 専門委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会において別に定める。この場合において、当該機関の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である総会又は理事会等の権限を奪うことがないようにしなければならない。
- 3 専門委員会の下に会長が指定する小委員会を置くことができる。

第8章 事務局

(設置等)

第34条 この法人に、その事務を処理するため、事務局を設置し所要の職員を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関する事項については、理事会において別に定める。

第9章 会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前までに、会長が作成し、理事会の承認を受けて、総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の種類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は烏山紀男とし、専務理事は山田正憲とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

[附則の経過]

(施行期日)

第1条 この定款は、主務官庁の設立許可の日（昭和40年7月15日）から施行する。

(経過規定)

第2条 この定款施行の際、現に長崎県指定自動車学校協会に属する会員及び権利義務の一切はこの会が継承する。

2 この会の設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず設立総会の定めるところにより、その任務は第16条第1項の規定にかかわらず昭和42年3月31日までとする。

3 この会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第22条第1項第1号及び同条第2項第2号の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

昭和42年	4月19日	一部改正
昭和43年	4月24日	一部改正
昭和47年	4月21日	一部改正
昭和48年	4月23日	一部改正
昭和53年	1月 1日	一部改正
平成 3年	6月21日	一部改正
平成10年	5月11日	一部改正
平成12年	5月16日	一部改正
平成24年	4月 1日	全部変更
平成27年	5月15日	一部改正
令和 6年	5月10日	一部改正